

様式第2号(第3条関係)

令和3年12月24日

国東市長 三河明史様

国東市会計管理者 宇都宮郁子

現金等取扱管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条第1項に基づき、現金等取扱管理について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日：令和3年11月16日～令和3年12月20日

調査対象課・施設：別紙のとおり

2. 不備としての指摘事項および是正状況

別紙のとおり

3. 現金等取扱管理統括責任者の講評

公金の現金等取扱管理について、おおむね適正に管理されている。

現金等 取扱管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所属課	指摘事項	是正状況
1	税務課	現金の収納管理 つり銭資金保管簿をパソコン上で管理 →データは改ざんされる可能性がある ので紙ベースでの確認印が必要	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、 確認印を押すよう指導済
2	観光課 サイクリングターミナル	収納印の管理 ・分任出納員証の申請もれ 会計年度職員1名	総務課人事係へ申請済
3	自動車学校	現金の収納管理 つり銭資金保管簿なし パソコン上で現金・収納金等の管理をしている	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、 確認印を押すよう指導済
4	熊毛保育所	収納現金の管理状況 ・集金袋で公金・準公金を合わせて集 金し、全員分を集金する前に公金分 を(準公金集金分で補填して)納入	集金項目ごとに現金管理すること 公金の納入は集金できた分ごと納入し てもよい
5	教育総務課	納入通知書によらない収納金の管理 ・領収書・出納印使用簿について 課長決裁ができていない	連番領収書を使用ごとに記入し課長決 裁を受けるよう指導済
6	国見図書館	納入通知書によらない収納金の管理 ・連番領収書の管理 カウンターの引き出し(鍵なし)で保管 している	現金と同様に鍵付キャビネットで保管す るよう指導
7	竹田津保育所	収納現金の管理状況 ・現金保管の鍵付きキャビネットは職員 全員が開けられる状況	手提げ金庫を購入し、キャビネットに固 定 金庫の鍵は所長・主任が管理
8			
9			
10			

実地検査日程表

(令和3年度収納印及びつり銭資金交付管理表)

機 関	課 名	収納印番号		つり銭資金交付	調 査 日
		据置型	携帯型		
本 庁	税 務 課		50・60	20,000	11/24 午後
	広報室 (ケーブルテレビ)		82・83		〃
	市 民 健 康 課	37	56	30,000	〃
	・郵便小為替の換金用			50,000	〃
	人権啓発・部落差別 解消推進課	42	58		〃
	福祉課 (子育て支援係)		55・59		〃
	環 境 衛 生 課 犬の予防接種等		4月・10月	各 10,000	12/20 午前
教 委	教 育 総 務 課	41			11/24 午前
	社 会 教 育 課	27		20,000	〃
	くにさき図書館	10		3,000	〃
国 見	地 域 振 興 課	14・26		50,000	11/18 午後
	国 見 分 室	38		10,000	〃
	国 見 図 書 館	11		500	〃
保育所	竹田津保育所		75		〃
	熊毛保育所		74		〃
	クリーンセンター	29		50,000	〃
武 蔵	地域振興課	22・43	70	50,000	11/17 午後
	〃 (旧市民健康課)			30,000	
	保健福祉センター			30,000	〃
	武 蔵 分 室	12		10,000	〃
	武 蔵 図 書 館	30		300	〃
観光課	サイクリングターミナル	25		40,000	11/17 午前
	自動車学校	40		50,000	〃
消防本部	予 防 課	13			〃
安 岐	地 域 振 興 課	28・44		50,000	11/16 午後
	〃 (旧市民健康課)			30,000	〃
教 委	安 岐 分 室	15・33			〃
	安 岐 図 書 館	21		1,000	〃
	給食センター		86		〃
	文 化 財 課 (歴史体験学習館)	36		30,000	〃
	(三浦梅園資料館)	20		20,000	〃
保育所	武 溪 保 育 所		72		12/1 午後
	安 岐 保 育 所		71		〃
幼稚園	富来幼稚園		81		12/1 午前
	安 岐 幼 稚 園		84		12/1 午後
	安岐中央幼稚園		85		〃

実地検査日程表

(令和3年度収納印及びつり銭資金管理表)

機 関	課 名	収納印番号	つり銭資金	調 査 日
		据置型(訪問徴収時:携帯)		
水道事業・ 下水道事業等	上下水道課 水道事業	2	100,000	11/24 午前
	〃 下水道事業	2	—	〃
	〃 工業用水事業	2	—	〃
	国見支所 水道事業	1	—	11/18 午後
	〃 下水道事業	1	—	〃
	武蔵支所 水道事業	3	—	11/17 午後
	〃 下水道事業	3	—	〃
	安岐支所 水道事業	4	—	11/16 午後
〃 下水道事業	4	—	〃	

様式第2号（第3条関係）

国市病総 0112第7号
令和4年1月12日

国東市長 三 河 明 史 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

現金等取扱管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条第1項に基づき、現金等取扱管理について下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和4年1月5日～令和4年1月6日		
公金取扱課数	3	公金件数	3

2. 不備としての指摘事項および是正状況
別紙のとおり

3. 現金等取扱管理統括責任者の講評

公金の取扱いについては概ね適正に管理されているが、是正状況に挙げている事項を前向きに検討し、今後整備を行っていく。

公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	公金名称	不備事項	是正状況
1	医事課	外来・入院 支払窓口	①つり銭として保管する金額が定まっていない。県信安岐支店から毎夕集金に来られるが、つり銭として残す金額が流動的である。	①つり銭として保管する金額を定める必要がある。早急に内規等について整備する。
2	総務経営課	職員預り金及び 資金前渡が主	①収納印についての規程無し	①現在会計規則の見直しを行っている。その規則に収納印管理等について記載する。
3	訪問看護 ステーション	対象者宅での集金	①領収書・出納印の使用簿や釣銭資金保管簿が備えられていない。 ②収納印を机の引き出しに保管している。	①保管簿として独自のノートに記録していたが、今後は示された保管簿の様式に記載する。出納印についても使用簿を備える。 ②収納印は総務経営課の金庫にて保管する。
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

令和3年12月24日

国東市長 三河 明史 様

国東市副市長 吉水 良仲

令和3年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和3年11月18日 ~ 令和3年12月1日		
準公金取扱課数	19	準公金件数	38

2. 不備事項および是正状況
別紙のとおり

準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	総務課総務係	国東市区長会	特になし		各区から集金していた自治会活動保険料については、令和3年度から一般会計に予算を計上して処理するように改めた。
2	総務課総務係・総合支所	国東町区長会 旧町区長会	特になし		武蔵町区長会については、令和3年度から会計を区長会に返上した。
3	総務課防災係	国東市交通安全推進協議会	特になし		令和4年度から一般会計化する。
4	政策企画課企画係	輝き続ける国東高等学校・双国校を創る会	特になし		この会は今年度で解散するため、来年度は準公金の取扱いはない。
5	政策企画課企画係	難関大学志望者育成事業特別会計	特になし		
6	議会事務局	議員互助会（親会計）	特になし		
7	議会事務局	県体議員ソフトボール会計	特になし		
8	議会事務局	議員弁当会計（旧コーヒー会計）	特になし		
9	農業委員会	農業新聞預り金	収入・支出伝票を作成していなかった。	今年度から作成する。	
10	農政課園芸畜産係	国東市みかん等訪果害虫防除対策会議（薬剤散布補助金）	収入・支出伝票を作成していなかった。	今年度から作成する。	
11	農政課園芸畜産係	国東市畜産クラスター協議会	収入・支出伝票を作成していなかった。	今年度から作成する。	
12	農政課農政係	国東市集落営農法人連絡協議会	特になし		
13	農政課農政係	国東市認定農業者の会	特になし		
14	農業再生協議会	国東市農業再生協議会	特になし		
15	活力創生課産業創出係	市雇用促進協議会	協議会の実態がないため、決算監査、協議会への決算報告ができていない。	担当課は、TSURUGAWAコーナを国東市観光協会に移管し、準公金を解消したいと考えている。	

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
16	活力創生課商 工労政係	国東市土地開発公 社	特になし		国東市土地開発公社の 存続について検討の必要 がある。
17	活力創生課地 域支援係	国東半島カル チャーリズム 国東市実行委員会	特になし		今年度で事業が終了す る。
18	観光課観光係	夢咲きくにさきふ るさとまつり実行 委員会	特になし		令和5年度から公会計 化できないか令和4年度 中に検討する。
19	国見地域振興 課	ちよるちよる祭り 実行委員会	特になし		
20	武蔵地域振興 課	むさしおいで祭り 実行委員会	特になし		
21	安岐地域振興 課	安岐町ふるさと祭 実行委員会	特になし		
22	医療保健課地 域医療係	東国東地域保健委 員会	特になし		
23	消防本部総務 課庶務財政係	国東市消防職員互 助会（一般会計）	特になし		
24	消防本部総務 課庶務財政係	国東市消防職員互 助会（厚生費）	特になし		
25	消防本部総務 課庶務財政係	国東市消防職員互 助会（研修旅行）	特になし		
26	消防本部総務 課庶務財政係	国東市消防職員互 助会（退職者送別 会）	特になし		
27	消防本部総務 課庶務財政係	国東市消防団互助 会	特になし		
28	消防本部総務 課庶務財政係	国東市女性消防団 預り金	—		令和3年度準公金廃止 済のため調査対象から除 外する。
29	消防本部予防 課危険物保安 係	国東地区危険物安 全協会	特になし		
30	消防本部予防 課危険物保安 係	国東地区危険物安 全協会（70周年行 事）	特になし		
31	福祉課総務係	社会福祉協議会 （社協会費）	特になし		

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
32	福祉課総務係	社会福祉協議会 (歳末助け合い募金・赤い羽根共同募金・香典返)	特になし		
33	林業水産課林業係・総合支所	国東市鳥獣被害対策協議会	特になし		国の補助金を受入れるために、公会計化できない。
34	林業水産課水産係	特定水産物銘柄化推進協議会	特になし		
35	竹田津保育所	用品代・月刊誌	現金は鍵付きのキャビネットで保管しているが、キャビネットの鍵は壁にある鍵ボックスに入れており、いつでも誰でも開けることが可能であったので、鍵の保管場所の検討を求めた。		
36	熊毛保育所	保育用品代・月刊誌・写真代	公金・準公金(本代等)と一緒に集金しているが、全員分がそろそろ前に公金の市への納入を済ませていた時があったので是正するよう指摘した。(公金分の不足分を一時的に準公金で補填したかたち)		
37	武溪保育所	用品代・月刊誌・写真代	特になし		
38	安岐保育所	保護者会費・用品代・月刊誌・写真代	特になし		

様式第4号(第8条関係)

令和3年12月24日

国東市長 三河 明史 様

国東市教育委員会
教育長 河野盛次

令和3年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和3年12月3日 ~ 令和3年12月7日		
準公金取扱課数	8	準公金件数	33

2. 不備事項および是正状況

別紙のとおり

(別紙) 準公金管理内部統制調査 指摘事項・是正状況一覧表 (教育委員会)

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
1	社会教育課社会教育係	国東市青少年健全育成市民会議	特になし		令和4年度より公会計へ移行予定
2	社会教育課社会教育係	国東市青少年健全育成市民会議国東支部	特になし		令和4年度より公会計へ移行予定
3	社会教育課社会教育係	国東町文化協会	切手の確認印がない。	確認印を押すようにする。	
4	社会教育課社会教育係	国東市協育ネットワーク協議会	①決算監査ができていない。 ②収入伝票が作成されていない。	①監査委員を選任して、監査を行うようにする。 ②収入伝票を作成する。	令和4年度より公会計へ移行予定
5	社会教育課社会教育係	くにさき少年少女発明クラブ	①収入伝票を作成していない。 ②切手の確認印がない。	①収入伝票を作成する。 ②確認印を押すようにする。	
6	社会教育課社会教育係	国東町子ども会育成会連合協議会	昨年度までは会員から預かった保険料については、そのまま同額を支出するため、収入額と支出額を会計に未計上であった。	今年度から保険料の収入額と支出額を会計に計上する。	令和4年度より旧町ごとにあるものを1本化する予定。
7	社会教育課社会体育係	オリンピックキャンプ実行委員会	特になし		令和3年度執行なし
8	社会教育課社会体育係	国東市スポーツ協会	特になし		令和4年度当初予算にむけて、スポーツ協会会計から一般会計化可能な事業を切り離す作業を行う。
9	社会教育課社会体育係	国東市スポーツ協会 国東支部	特になし		
10	社会教育課社会体育係	大分県B&G財団地域海洋センター連絡協議会	特に無し		
11	社会教育課人権教育・部落差別解消推進係	くにさき地区人権・同和教育協議会	特になし		令和5年度からの公会計化できないか関係機関と協議する。
12	社会教育課人権教育・部落差別解消推進係	別府地区人権・同和教育協議会	特になし		事務局が他市へ移ったため今年度は執行なし
13	文化財課管理係	弥生のムラインストラクター協議会	特になし		令和4年度から公会計化する予定。
14	文化財課文化財係	国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会	特になし	金庫内に保管している定期証書については、会計課保管とする。	基金の問題については、今後の執行方法も含め関係各課と検討する。
15	文化財課文化財係	文化財愛護少年団連絡協議会	①収入・支出伝票を作成していない。 ②切手の確認印が無い。	①収入・支出伝票を作成すること。 ②確認印を押すこと。	令和4年度より文化財愛護少年団の組織内で会計処理を行う予定

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
16	教育委員会国見分室	国東市青少年健全育成国見支部	切手の確認印がない。	確認印を押すようにする。	令和4年度より公会計へ移行予定
17	教育委員会国見分室	国見文化協会	切手の確認印がない。	確認印を押すようにする。	会の存続を検討すること。
18	教育委員会国見分室	国見町子ども会育成会	①請求・領収書の日付を記入していない。 ②切手の確認印がない。	①日付を記入すること。 ②確認印を押すようにする。	令和4年度より旧町ごとにあるものを1本化する予定。
19	教育委員会国見分室	国東市スポーツ協会国見支部	戻入した領収書がない。	領収書をもらうようにする。	令和4年度当初予算にむけて、スポーツ協会会計から一般会計化可能な事業を切り離す作業を行う。
20	教育委員会国見分室	ナイターソフトボール大会国見地区予選会 残金	伝票の添付資料がない。	名簿等の添付をするようにする。	
21	教育委員会武蔵分室	国東市青少年健全育成武蔵支部	切手の複数人管理ができていない。	複数人で確認するようにする。	令和4年度より公会計へ移行予定
22	教育委員会武蔵分室	武蔵町文化協会	切手の複数人管理ができていない。	複数人で確認するようにする。	
23	教育委員会武蔵分室	武蔵町子ども会育成会	①切手の複数人管理ができていない。 ②請求書・領収書と通帳の出勤日に整合性がない。 ③領収書の日付がない。	①複数人で確認するようにする。 ②日付に極力気を付ける。 ③日付を記入する。	令和4年度より旧町ごとにあるものを1本化する予定。
24	教育委員会武蔵分室	国東市スポーツ協会武蔵支部	①切手の複数人管理ができていない。 ②発行した領収書の控えがない。	①複数人で確認するようにする。 ②領収書の控えをとるようにする。	令和4年度当初予算にむけて、スポーツ協会会計から一般会計化可能な事業を切り離す作業を行う。
25	教育委員会安岐分室	国東市青少年健全育成安岐支部	①切手・通帳の複数人管理ができていない。 ②切手を鍵のかかる場所で保管していない。	①複数人で確認するようにする。 ②鍵のかかる場所で保管する。	令和4年度より公会計へ移行予定
26	教育委員会安岐分室	安岐町子ども会育成会	通帳の複数人管理ができていない。	複数人で確認するようにする。	令和4年度より旧町ごとにあるものを1本化する予定。
27	教育委員会安岐分室	国東市スポーツ協会安岐支部	通帳の複数人管理ができていない。	複数人で確認するようにする。	令和4年度当初予算にむけて、スポーツ協会会計から一般会計化可能な事業を切り離す作業を行う。
28	教育委員会安岐分室	安岐町体育指導委員会	通帳の複数人管理ができていない。	複数人で確認するようにする。	令和3年度より収入を無くし、直接謝金を渡すように変更した。 今後通帳自体を無くすよう検討を求めた。

	所管課	準公金名称	不備事項	是正状況	備考
29	教育委員会安岐分室	九州瀬戸内高校駅伝大会	切手・通帳の複数人管理ができていない。	複数人で確認するようにする。	令和4年度より公会計へ移行予定
30	教育委員会安岐分室	安岐町ソフトボール協会	①通帳の複数人管理ができていない。 ②出納簿を作成していない。	①複数人で確認するようにする。 ②出納簿を作成するようにする。	
31	富来幼稚園	P T A会費・教材費・衛生費・月刊誌・給食費・写真代	特になし。		
32	安岐幼稚園	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	①出納の複数人での確認ができていない。 ②出納簿に未記帳がある。 ③立て替え払いをしている。	①複数人で確認するようにする。 ②出納簿への記帳を都度にする。 ③現金管理のため、必要金額を管理金から支出するようにする。	
33	安岐中央幼稚園	P T A会費・教材費・おやつ・月刊誌・給食費・写真代	切手の複数人管理ができていない。	複数人で確認するようにする。	

令和3年11月30日

国東市長 三 河 明 史 様

国東市病院事業管理者 野 邊 靖 基

令和3年度 準公金管理内部統制報告書

国東市資金リスクマネジメント条例第11条に基づき、準公金について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施概要

調査年月日	令和3年11月17日 ～令和3年11月17日		
準公金取扱課数	2	準公金件数	2

2. 不備事項および是正状況

【若葉の会】

- ・組織化されていないため、会計を医事課職員が行っている。これまで一人で行っていたが、今年度からは活動に協力している職員と2人体制で行っている。
- ・コロナにより活動は出来ていないが、患者から預かっている会費が手元にあったため入金するように指導した。(11月18日 14,960円入金済)

【病院互助会】

- ・慶弔の支出伝票の見直しを行った。
- ・出納簿を作成し、会計年度ごとに整理した。
- ・まとめて出金している場合があり、通帳上で支払内容について出納簿との確認が分かりづらいところがある。出納簿の適用欄等に記載するように指導。

【患者預り金】

- ・コロナにより、昨年1月から実績なし。

「国東市監査基準」に準拠し、国東市資金リスクマネジメント条例第13条第2項の規定により、同条例第11条第1項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和4年3月11日

国東市代表監査委員 中野 茂
国東市監査委員 森 正二

1. 審査の対象

「令和3年度現金等取扱管理内部統制報告書」

「令和3年度準公金管理内部統制報告書」

2. 審査の期間

令和4年1月5日から令和4年3月9日まで

3. 審査の方法と着眼点

審査に付された「令和3年度現金等取扱管理内部統制報告書」及び「令和3年度準公金管理内部統制報告書」（以下「内部統制報告書」という。）について、内部統制体制の整備と運用が適切に実行されているかを検証するために、関係資料の確認を行うとともに、必要に応じて関係部署から説明を聴取し審査を行った。

なお、審査に当たっては次の事項に主眼を置き審査した。

- (1) 内部統制体制の整備について、国東市資金リスクマネジメント条例（以下「条例」という。）及び国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（以下「施行規則」という。）並びに関係規則等が、実際の業務に適用するために効果的に定められているか。
- (2) 内部統制体制の運用について、条例や施行規則等に記載された手続に沿って適切に実行され、不正又は誤りに関するリスクの防止や問題の早期発見へつながる効果を発揮しているか。
- (3) 内部統制体制の整備と運用を検証するための実地調査の結果について、適切に評価され報告されているか。

4. 審査の結果

上記のとおり審査した結果、内部統制報告書は適切に作成されており、評価の手続及び結果に係る記載は相当である。

なお、指摘事項・是正状況一覧表の記載内容については、内部統制報告書提出日以降も改善に向けて継続して協議中であるとの報告を受けており、対応は適切であると認め、審査の意見を次に述べる。

5. 内部統制体制の整備

平成29年の地方自治法改正では、都道府県及び指定都市に対して、財務事務等に関する内部統制の体制整備が義務付けられた。市町村へは努力義務とされたが、国東市では資金管理事務を対象に条例及び施行規則を制定し、関係規則等とともに令和2年4月1日より運用を始めた。

(1) 内部統制の枠組み

条例等では、現金等取扱及び準公金の管理に関して、不正又は誤りに関するリスクの防止と早期発見のために内部統制の組織管理体制を規定しており、概要は表1のとおりである。

なお、現金等取扱とは、公金が指定金融機関等に払い込まれるまでの現金取扱いの過程のことであり、準公金とは、公会計予算、歳入歳出外現金又は基金に編入せずに、市がやむを得ず管理する資金のことである。

表1 【内部統制の組織管理体制】

- | |
|---|
| <p>① 準公金を管理する時は、管理対象とするべきか否かの検討をしなければならない。
検討の責任は、総務課長、財政課長、会計管理者及び所管する所属長にある。</p> <p>② 現金等取扱及び準公金の管理に係る一次的統制の責任は、所管する所属長にある。</p> <p>◆現金等取扱管理の過程</p> <p>ア)現金収納管理（つり銭資金の交付、現金収納金過不足の処理）
イ)収納現金管理（金融機関への速やかな納入、連番領収書等による収入管理）
ウ)保管方法（現金等と帳票の照合、現金等の安全保管、収納印と領収書の管理）
エ)職員の賠償責任</p> <p>◆準公金管理の過程</p> <p>ア)出納管理（連番領収書等による収入現金管理、収入及び支出、契約及び検査、決算報告）
イ)保管（預貯金口座による保管、現金等と帳票等の照合、現金等の安全な保管、管理届、証拠書類の保存）
ウ)保管現金等の亡失又は損傷の対応
エ)特例措置の適用 — 条例・規則に定められた方法以外の準公金管理</p> <p>③ 現金等取扱の管理に係る二次的統制の責任は、会計管理者及び病院事業管理者にある。
毎年9月以降に、所管部署の実地調査を行い、内部統制報告書を市長に提出する。</p> <p>④ 準公金の管理に係る二次的統制の責任は、副市長、教育長及び病院事業管理者にある。
毎年9月以降に、所管部署の実地調査を行い、内部統制報告書を市長に提出する。</p> <p>⑤ 市長は、提出された内部統制報告書を、12月末までに監査委員へ審査を委託する。</p> <p>⑥ 市長は、翌年4月末日までに監査委員の審査意見書を付して内部統制報告書を議会に提出する。</p> |
|---|

また、内部での不正を検知した内部通報者の保護について規定し、その実現のために、国東市公益通報取扱規則を制定している。

(2) 内部統制の運用方法

運用方法については、施行規則とともに資金管理マニュアルが作成され、具体的な手順や考え方が記載されている。

現金等取扱管理に関しては、施行規則では、二次的統制の原則と内部統制の対象業務として職員が現金を取扱う過程が規定されており、会計規則や物品管理規則、地方公営企業会計規程等の関係する規則等に、つり銭管理や現金の出納管理等の手続、職員の賠償責任についての内容が追加されている。

準公金管理に関しては、予算決算に計上されず財務組織統制から外れるため、不正や誤りのリスクが高い。そのため、施行規則に準公金として管理対象とすべきかの検討から、特例として条例の適用除外までの手続の内容が包括的に規定されている。

6. 内部統制体制の運用

(1) 現金等取扱管理

実地調査の件数と、指摘事項の記載の件数は表 2 のとおりであった。収納印又はつり銭を所管している部署を対象に、現金等取扱管理内部統制調査書の項目に沿って、実地調査を行っている。

指摘事項があった内容については巻末表 6 のとおりであるが、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。

表 2 【現金等取扱管理内部統制の実地調査件数と指摘件数】

責任者	実地調査		指摘事項の 記載件数
	所管部署数	件数	
会計管理者	36	45	7
病院事業管理者	3	3	3

(2) 準公金管理

準公金については、施行規則第 5 条に規定する各号のいずれかに該当する場合、公会計管理、歳入歳出外現金管理、若しくは基金管理又は受託返上の検討を行った結果、やむを得ないと認められる場合に限って、準公金として管理できると規定されている。

【施行規則第5条（抜粋）】

- (1) 市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し、事務局として資金管理するとき。
- (2) 市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。
- (3) 市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。
- (4) 市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5) 市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

今年度の検討結果は、表3のとおりであった。（詳細は、巻末表7参照）

なお、学校徴収金（PTA会費や学級費など）は、教職員が管理する準公金である。学校給食費は今年度から一般会計化されたが、その他の学校徴収金は性質・種類が多岐にわたり詳細が不明な点も多いことから、今年度は調査期間とし、施行規則第20条に定める特例として、条例の適用除外としている。

しかし、学校徴収金は管理する金額が高額であったり、担当する教職員が現金管理や決算書類作成を担っている実態があり、働き方改革の視点からも継続して協議していく旨の報告を受けている。

表3 【準公金の見直し検討結果】

責任者	検討対象		検討結果		
	所管部署数	件数	R4年度から一般会計化	受託返上又は廃止	その他
副市長	8	11	1	3	7
教育長	5	26	8	1	17
病院事業管理者	1	1			1

以上の検討を経た準公金管理の実地調査は、所管している部署を対象に、準公金管理内部統制調査書の項目に沿って行われた。

調査件数と指摘事項の記載の件数は表4のとおりであった。

表4 【準公金管理内部統制の実地調査件数と指摘件数】

責任者	実地調査		指摘事項の記載件数
	所管部署数	調査件数	
副市長	19	38	7
教育長	8	33	23
病院事業管理者	2	2	2

指摘事項の主な内容と件数については表5のとおりであるが、是正済み若しくは指導によって対応中であることを確認した。

表5 【準公金管理内部統制の実地調査での指摘事項】

責任者	指摘事項の内容（複数の指摘あり）				
	収入・支出 伝票の 未起票	切手 管理の 不備	通帳・現金 管理の 不備	決算 監査 無し	出納簿 の不備等 その他
副市長	7	0	5	4	2
教育長	4	13	6	4	11
病院事業管理者	2		1	1	1

7. 実地調査の結果について

現金等取扱及び準公金の管理において、現金の紛失や使途不明金があるなどの重大な不備に該当する事象は認められなかった。

しかし、準公金管理に係る指摘事項では、『収入・支出伝票を作成していない』、『通帳の管理が一人』など、重大なミスに繋がりがねない管理実態が見受けられる。また、残金に動きが見受けられないものや、金額が高額なもの、通帳が複数あるなど、管理する職員の事務負担だけでなく精神的負担も危惧される場所である。

準公金として管理するべきか否かの検討では、1件の受託返上と9件の一般会計化を実現している。今後も、リスクの防止及び職員の負担軽減につながる検討に取り組まれない。

内部統制の目的は、『資金管理に係る不正又は誤りに関するリスクの防止及び発見を通じて市民の信頼を醸成すること』である。この目的のために、内部統制が正しく機能するには、職員一人ひとりが体制と運用の仕組みを正しく理解し適切に実行することが必要である。

今後も職員研修や、内部統制体制の見直し等を行うことにより情報共有を図り、制度の熟知と意識の醸成を深め、安全な資金管理に務められたい。

表 6 【現金等取扱管理内部統制の実地調査での指摘事項】

〈担当：会計管理者〉

	所属課	現金等の内容	指摘事項	是正状況
1	税務課	・所得証明書等の手数料	現金の収納管理 ・つり銭資金保管簿をパソコン上で管理 → データは改ざんされる可能性があるため紙ベースでの確認印が必要。	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、確認印を押すよう指導済。
2	教育総務課	・学校体育館使用料	納入通知書によらない収納金の管理 ・領収書・出納印使用簿について課長決裁ができていない。	連番領収書を使用ごとに記入し課長決裁を受けるよう指導済。
3	国見図書館	・コピー料	納入通知書によらない収納金の管理 ・連番領収書の管理 → カウンターの引き出し(鍵なし)で保管している。	現金と同様に鍵付キャビネットに保管するよう指導済。
4	竹田津保育所	・スポーツ振興センター保険 ・ご飯代	収納現金の管理状況 ・現金保管の鍵付きキャビネットは職員全員が開けられる状況。	手提げ金庫を購入し、キャビネットに固定する。金庫の鍵は所長・主任が管理する。
5	熊毛保育所	・スポーツ振興センター保険 ・ご飯代	収納現金の管理状況 ・集金袋で公金・準公金を合わせて集金し、全員分を集金する前に公金分を(準公金集金分で補填して)納入している。	集金項目ごとに現金管理すること。公金の納入は集金できた分ごと納入してもよい。
6	観光課 サイクリング ターミナル	・自転車の使用料	収納印の管理 ・分任出納員証の申請もれ。 会計年度職員 1 名	総務課人事係へ申請済。
7	自動車学校	・授業料等	現金の収納管理 ・つり銭資金保管簿なし → パソコン上で現金・収納金等の管理をしている。	つり銭資金保管簿で現金等を確認し、確認印を押すよう指導済。

〈担当：病院事業管理者〉

	所属課	現金等の内容	指摘事項	是正状況
1	医事課	・外来・入院支払窓口	つり銭として保管する金額が定まっていない。 → 県信安岐支店から毎夕集金に来られるが、つり銭として残す金額が流動的である。	つり銭として保管する金額を定める必要がある。早急に内規等について整備する。
2	総務経営課	・職員預り金及び資金前渡が主	収納印についての規程無し。	現在会計規程の見直しを行っている。その規程に収納印管理等について記載する。
3	訪問看護ステーション	・対象者宅での集金	・領収書・出納印の使用簿や釣銭資金保管簿が備えられていない。 ・収納印を机の引き出しに保管している。	・保管簿として独自のノートに記録していたが、今後は示された保管簿の様式に記載する。出納印についても使用簿を備える。 ・収納印は総務経営課の金庫にて保管する。

表7 【準公金の見直し検討対象と結果一覧】

	所属課	準公金名称	検討結果		
			R4年度対応	受託返上 廃止	その他
1	総務課	国東市交通安全推進協議会	R4年度から 一般会計化		
2	社会教育課	国東市協育ネットワーク協議会	R4年度から 一般会計化		
3		国東市青少年健全育成市民会議	R4年度から 一般会計化		
4		国東市青少年健全育成市民会議 国東支部	R4年度から 一般会計化		
5		国東市青少年健全育成市民会議 国見支部	R4年度から 一般会計化		
6		国東市青少年健全育成市民会議 武蔵支部	R4年度から 一般会計化		
7		国東市青少年健全育成市民会議 安岐支部	R4年度から 一般会計化		
8	文化財課	弥生のムラインストラクター協議会	R4年度から 一般会計化		
9	教育総務課	東国東郡中学生体育連盟	R4年度から 一般会計化		
10	社会教育課	国東市スポーツ協会			R4年度から一 般会計化が可 能な事業を切 り離す予定
11		国東市スポーツ協会国東支部			
12		国東市スポーツ協会国見支部			
13		国東市スポーツ協会武蔵支部			
14		国東市スポーツ協会安岐支部			
15		国東町子ども会育成会連合協議会			R4年度から組 織を1本化する 予定 R5年度からの 一般会計化を 検討
16		国見町子ども会育成会			
17		武蔵町子ども会育成会			
18		安岐町子ども会育成会			
19		国東町文化協会			現状を継続
20		国見文化協会			R4年度以降 に、協会の存 続について検 討
21		武蔵町文化協会			現状を継続
22		くにさき地区人権・同和教育協議会			R5年度からの 一般会計化を 検討
23	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会実行委員会			R5年度以降の 一般会計化を 検討	
24	文化財課	文化財愛護少年団連絡協議会		受託返上	
25		国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会			基金管理につ いて検討
26	観光課	夢咲きくにさきふるさとまつり実行委員会			R5年度からの 一般会計化を 検討
27	国見地域振興課	ちよるちよる祭り実行委員会			
28	武蔵地域振興課	むさしおいで祭り実行委員会			
29	安岐地域振興課	安岐町ふるさと祭実行委員会			
30	活力創生課	国東市雇用促進協議会			観光協会への 移管を検討
31		国東市土地開発公社			存続について 検討
32		国東半島カルチャーリズム国東市実行委員会		R3年度で事 業終了	
33	政策企画課	輝き続ける国東高等学校・双国校を創る会		R3年度で事 業終了	
34		難関大学志望者育成事業特別会計		R3年度で事 業終了	
35	農業委員会	農業新聞預り金			現状を継続
36	教育委員会 安岐分室	安岐町体育指導委員会			現状を継続
37	教育総務課 学校教育課	学校徴収金			R5年度以降か らの一般会計 化が可能な事 業の切り離し を検討
38	市民病院	患者預り金			実績なし